

2018年12月26日

愛知県知事選挙立候補予定者
大村 秀章 様

公開質問状

老朽原発40年廃炉訴訟市民の会
共同代表 茶畑和也 草地妙子

私たち「老朽原発40年廃炉訴訟市民の会」は、運転開始から40年を超えた関西電力高浜原発1・2号機と美浜原発3号機の延長認可取り消しを求める訴訟（名古屋地方裁判所）の原告とサポーターによる市民団体です。

私たちは2016年、「40年超えの老朽原発高浜1・2号、美浜3号の再稼働を認めず、廃炉にすること」などを福井、関西、岐阜、愛知の各知事に求める署名を福井や関西、首都圏などの市民団体と共に取り組み、2016年9月30日付及び同年12月1日付で愛知県知事に計26,151筆の署名を提出いたしました。また、その両提出日には、愛知県知事に対し、風下に位置する自治体の代表として「稼働40年を超えた老朽原発高浜1・2号機及び美浜3号機は廃炉にすべきと意見表明してください」との要請書、再要請書を提出しております。＜添付資料ご参照＞

しかし、これまでに愛知県知事からそのような意見表明をしていただけておりません。

その間に、高浜原発1・2号機と美浜原発3号機を再稼働させるための工事は進み、関西電力は2019年秋以降に順次再稼働させるとしています。

老朽原発の運転延長については、2016年9月30日付要請書で示した世論調査結果や京都府知事の反対の他、立地地元住民も反対の声をあげています。＜添付資料ご参照＞

私たちは、同じく名古屋地方裁判所で行われている東京電力福島第一原発事故により愛知や岐阜に避難された方々の損害賠償請求訴訟も傍聴応援などをしてまいりましたが、この秋に行われた原告本人尋問によって、今なお続く被害が取り返しのつかない深刻なものであり、原発事故がいかに罪深く、絶対に繰り返してはならないということを傍聴した多くの市民で共有したところです。

老朽原発の再稼働が迫ることから、2019年2月3日投票の愛知県知事選挙立候補予定者にお考えをお聞きしたく、本質問状を提出させていただき次第です。

ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、2019年1月11日（金）までに、文書にてご回答くださいますようよろしくお願い申し上げます。なお、メールにて回答書式もお送りさせていただきますので、ご回答は郵送、メールどちらでも結構です。

なお、ご回答につきましては対外的に広く公表させていただきますのでご了承ください。

*以下、質問及び回答用紙です。

【質問】 該当する回答に丸をつけるなどしてください。理由もお書きください。

質問1. あなたは運転開始から40年を超える老朽原発の再稼働を容認しますか？

回答

容認する

容認しない

<理由>

質問2. 2016年9月30日付愛知県知事あて要請書で示した通り、岐阜県の放射性物質拡散シミュレーションでは愛知県でも年20mSv超の被害を受ける地域が想定されています。この対策について、2016年12月1日に愛知県の担当職員から説明がありましたが、専門家に聞いたが屋内退避が有効とのことだったので避難については検討せず、ヨウ素剤備蓄もないとのことでした。これでよいとお考えでしょうか？

回答

よい

改める必要がある

<理由>

質問3. 愛知県として原発から出る使用済み核燃料の中間貯蔵施設や高レベル放射性廃棄物（いわゆる核のごみ）の処分場を受け入れる意思はありますか？

受け入れる意思がある場合、愛知県内のどこがどのような理由で適地と考えますか？

なお、当訴訟においては、東京電力福島第一原発事故で明らかとなった使用済み核燃料プールの危険性、核燃料サイクルの破綻や高レベル放射性廃棄物の処分の目処が立っていないこと、そして使用済み核燃料の保管量の増大及び長期化という事実を踏まえて、「使用済み核燃料その他の放射性廃棄物についての環境への影響を与えないための方策について、新規制基準を策定せず、審査を行わないまま再稼働を許可し新たな放射性廃棄物を生み出すことを認めることは、原子炉等規制法に違反する。」と主張しています。（※1）

また、旧小原村（現豊田市）が日本原子力研究開発機構（当時の核燃料サイクル開発機構）が2005年3月に公表した地層処分にかかわる調査報告書の適正地区リストに「岐阜県瑞浪市南部」として、「岐阜県瑞浪市、明智町;愛知県小原村」と記載されていたこと（※2）、旧小原村（現豊田市）が高レベル放射性廃棄物の地層処分研究を行う日本原子力研究開発機構の瑞浪超深地層研究所（岐阜県瑞浪市）に隣接することから電源立地交付金を受け取り続けてきたこともあり、愛知県もこの問題と無関係ではありません。

回答

受け入れる 適地名（ ）

受け入れない

<理由>

※ 1

老朽原発 40 年廃炉訴訟

訴訟資料

<http://toold-40-takahama.com/resources/>

高浜原発 1・2 号機 訴状 (2016 年 4 月 14 日) p. 102～、p. 146～

高浜原発 1, 2 号機 原告側陳述書・準備書面

<http://toold-40-takahama.com/resources/resorces1/>

第 8 回口頭弁論 2018 年 7 月 2 日 (月)

20180625 準備書面 (27) (放射性廃棄物の審査不存在) (36 頁 351KB)

<http://toold-40-takahama.com/wp-content/uploads/2018/07/20180625Gsyomen27.pdf>

20180702 準備書面 (27) 要旨説明 (8 頁 162KB)

<http://toold-40-takahama.com/wp-content/uploads/2018/07/20180702Gsyomen27-summery.pdf>

※ 2

国立国会図書館 インターネット資料収集保存事業 (WARP)

<http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11067779/www.jaea.go.jp/jnc/news/press/PE2004/PE05033001/index.html>

平成 17 年 3 月 30 日

核燃料サイクル開発機構

地層処分にかかわる調査報告書の公開について

【添付資料】

3. 「広域調査」に係る報告書のうち、リモートセンシング (航空写真およびランドサット調査) による適正地区等に関する自治体リスト (PDF 形式、28k バイト)

<http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11067779/www.jaea.go.jp/jnc/news/press/PE2004/PE05033001/list.pdf>

連絡先

老朽原発 40 年廃炉訴訟市民の会

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内 2 丁目 18-22

三博ビル 5F 名古屋第一法律事務所内

TEL : 080-9495-9414

E-mail : toold40citizens@gmail.com